

# 青森県果報

号外第三十号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

## 目次

公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令……	(人事課) ……
イベントプロジェクトチーム設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
令……	( ) ……
県境不法投棄対策チーム設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
自治体病院機能再編成推進チーム設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
食の安全・安心対策チーム設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
IT E R 誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
並行在来線対策室設置規程を廃止する訓令……	( ) ……
青森県行政監察規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
職員の内免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……	( ) ……
議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令……	( ) ……

## 訓令

青森県訓令甲第五号

公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

公社等改革推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政改革・公社等改革推進チーム設置規程

第一条中「公社等改革推進チーム」を「行政改革・公社等改革推進チーム」に改める。

第二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 行政改革の総括に関すること。
- 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進の総括に関すること。

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

第四条第二項中「のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改める。

第五条第一項中「公社等改革推進チームリーダー」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項中「公社等改革推進チームリーダー」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に、「第十条第五項」を「第十条第六項」に、「あらかじめ知事の承認を得て公社等改革推進チームリーダー」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

イベントプロジェクトチーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

イベントプロジェクトチーム設置規程の一部を改正する訓令

イベントプロジェクトチーム設置規程（平成十四年三月青森県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事直属のチームとして、」を「文化観光部に」に改める。

第三条第二項中「知事及び副知事」を「上司」に改める。

第四条第二項中「のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改める。

第五条第一項中「第二条第三号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務局長並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同規程第一条第六号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同規程第十一条第三項中「課にグループを置かない課長」とあるのは「イベントプロジェクトチームリーダー」と、「主管部長の承認を得て課長」とあるのは「文化観光部長の承認を得てイベントプロジェクトチームリーダー」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

県境不法投棄対策チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

県境不法投棄対策チーム設置規程の一部を改正する訓令

県境不法投棄対策チーム設置規程（平成十四年九月青森県訓令甲第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改める。

第六条第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定する

グループリーダー」に改め、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「読み替える」を、「主管部長の承認を得て課長」とあるのは「環境生活部長の承認を得て県境不法投棄対策チームリーダー」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び自治体病院機能再編成推進監」を削り、同条第三項を削る。

第四条第一項中「必要に応じ」の下に「総括副参事、副参事、」を加え、同条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

第六条第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「読み替える」を、「主

管部長の承認を得て課長」とあるのは「健康福祉部長の承認を得て自治体病院機能再編成推進チームリーダー」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

食の安全・安心対策チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

食の安全・安心対策チーム設置規程の一部を改正する訓令

食の安全・安心対策チーム設置規程（平成十四年九月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改める。

第六条第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「読み替える」を、「主管部長の承認を得て課長」とあるのは「健康福祉部長の承認を得て食の安全・安心対策チームリーダー」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

ITER誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

ITER誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令

ITER誘致推進室設置規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

第四条第二項中「のうち室長が特に命じた重要事項を掌理する」を「に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改め、同条第三項中「のうち室長が特に命じた事項を掌理する」を「に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う」に改める。

第五条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「むつ小川原振興室」を「むつ小川原振興課」に改める。

第六条第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「読み替える」を、「主管部長の承認を得て課長」とあるのは「商工労働部長の承認を得てITER誘致推進室長」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「必要に応じ」の下に「総括副参事、副参事、」を加え、同条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 総括副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

3 副参事は、上司の命を受け、推進チームの所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

第六条第一項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に、「第二十五条の四に規定する課長補佐」を「第二十五条の三に規定するグループリーダー」に改め、同条第二項中「第二条第五号」を「第二条第六号」に、「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「読み替える」を、「主管部長の承認を得て課長」とあるのは「農林水産部長の承認を得てあおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」と読み替える」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

並行在来線対策室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

並行在来線対策室設置規程を廃止する訓令

並行在来線対策室設置規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政監察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県行政監察規程の一部を改正する訓令

青森県行政監察規程（昭和三十八年十月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「及び人事課長補佐」を削り、同条第二号中「班長、主幹、総括主査、主査及び主事」を「人事課のグループリーダーその他の職員」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第十二条中「場合は」の下に「、知事が別に定めるものを除き」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

職員任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表以外の部分中「公社等改革推進チームリーダー、イベントプロジェクトチームリーダー」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に改め、同条の表の第一号及び第十四号中「前照会票」を「前歴証明書」に改める。

第七条の表の第一号中「課長補佐若しくは班長」を「総括主幹若しくは主幹」に改める。

別表中

本庁課長補佐に採用する場合	青森県事務課 課長補佐に任命する 氏
本庁班長に採用する場合	青森県事務課 班長に任命する 氏
出先機関の本係（風）長に採用する場合	青森県事務所 課（室、科、係）長に任命する 氏
出先機関の下部に採用する場合	青森県事務所 支所（支場、分場）長に任命する 氏
出先機関の下部長に採用する場合	青森県事務所 支場 科長に任命する 氏
役付職員に採用する場合	青森県事務所（技術）吏員に任命する 氏 青森県事務所（技術）課勤務を命ずる 駐在を命ずる

を



上記の者について、上記のとおり証明します。

年 月 日

青森県庁  
地方労働委員会事務局  
〒030-8571 青森市青森1-1-1  
電話 017-834-1111

印

注1 代表者の氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「公社等改革推進チーム、イベントプロジェクトチーム」を「行政改革・公社等改革推進チーム」に改め、「食の安全・安心対策チーム」の下に「イベントプロジェクトチーム」を、「とついで」の下に「並びにITER誘致推進室」を加える。

第十七条第五項中「の班又は課」を削る。

第二十八条中「班」を「グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関  
地方労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「公社等改革推進チームリーダー、イベントプロジェクトチームリーダー」を「行政改革・公社等改革推進チームリーダー」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「工事検査室」を「工事検査課」に改め、同項第八号中「農業試験場」を「農林総合研究センター」に改め、「職員」の下に「(次号に規定する職員を除く。)」を加え、同項第九号中「畑作園芸試験場」を「農林総合研究センターのりんご試験場」に改め、同項第十号中「りんご試験場」を「農林総合研究センターのりんご試験場」に、「もの」を「職員」に、「りんご試験場の」を「当該りんご試験場の」に改め、同項第十二号イ中「浅虫ダム又は」を削り、同号ロ中「堤川下湯ダム」の下に「及び浅虫川浅虫ダム」を加え、同項第十九号中「むつ小川原振興室」を「むつ小川原振興課」に改め、同項第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第十号から第十二号まで」を「第十一号、第十四号」に改める。

第四条第一項中「第二十号」を「第十九号」に改める。

第五条中「第二条第一項第二十一号から第二十三号」を「第二条第一項第二十号から第二十二号」に改める。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

別表第四(第六条関係)

区 分	日 額	
	前期日 程の研 修	後期日 程の研 修
	第一部課程研修	
自治大学の研修	六、七四〇円 (講師養成科目を受講する場合にあつては、六、七五〇円)	六、四四〇円
東北自治研修所の研修	六、六三〇円	六、六三〇円
青森県自治研修所の研修	三、一一〇円 三七〇円 (通勤する場合にあつては、四〇〇円)	三、一一〇円
別コース研修	六、六三〇円	六、六三〇円
別コース研修	六、六三〇円	六、六三〇円
別コース研修	六、六三〇円	六、六三〇円
別コース研修	六、六三〇円	六、六三〇円

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

衛生、公害又は放射能に関する試験研究の業務に従事する者	環境保健センターに勤務する職員	環境保健センターに勤務する職員又は公害に関する試験研究の業務に従事する者
作業白衣	作業白衣	作業白衣
二	二	二
一年	一年	一年
シングル型	シングル型	シングル型
靴	作業靴	作業靴
二	二	二
一年	一年	一年
防 護 面	作業帽	作業帽
二	二	二
一年	一年	一年
安 全 靴	作業靴	作業靴
二	二	二
一年	一年	一年
放射線同位元素を使用する者	試験研究の業務に従事する者	試験研究の業務に従事する者
靴	作業靴	作業靴
二	二	二
一年	一年	一年

を



原子力センター	放射能に関する試験研究の業務に従事する者	作業白衣	二一年	シングル型
一に勤務する職員	放射性同位元素を使用して行う試験研究の業務に従事する者	作業衣 作業帽 防護面 安全靴	二一年 二一年 二一年	

に、

「産業技術開発センター、工業試験場（青森木工分場を除く。）、機械金属技術研究所」を「工業総合研究センター」に、「グリーンバイオセンター、農業試験場、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場、畜産試験場、農産物加工指導センター、林業試験場、水産試験場、水産増殖センター、水産物加工研究所、下北ブランド研究開発センター又は内水面水産試験場」を「農林総合研究センター」（総合企画室、経営研究室及び普及指導室を除く。）、水産総合研究センター又はふるさと食品研究センター」に、「工業試験場（青森木工分場に限定。）、農業研究推進センター、」を「農林総合研究センター（総合企画室、経営研究室、普及指導室及び林業試験場加工技術部に限定。）」に改める。

別表第二総務部工事検査室の項中「総務部工事検査室」を「総務部工事検査課」に改め、同表健康福祉部薬務衛生課の項の次に次のように加える。

商工労働部商工政策課	計 量 検 定 用 作 業 服
------------	-----------------

別表第二商工観光労働部工業振興課の項中「商工観光労働部工業振興課」を「商工労働部工業振興課」に改め、同表商工観光労働部文化観光推進課の項を削り、同表商工観光労働部むつ小川原振興室の項中「商工観光労働部むつ小川原振興室」を「商工労働部むつ小川原振興課」に改め、同表商工観光労働部資源エネルギー課の項中「商工観光労働部資源エネルギー課」を「商工労働部資源エネルギー課」に改め、同項の次に次のように加える。

文化観光部文化観光推進課	現地調査、指導、測量及び工事現場監督用	作業服 安全帽
--------------	---------------------	------------

別表第二環境保健センターの項中「並びに環境放射線等の測定のための試料の採取」を削り、同項の次に次のように加える。

原子力センター	環境放射線等の測定のための試料の採取用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 特殊雨合羽 防寒衣
---------	---------------------	---

ゴム長靴

別表第二計量検定所の項を削り、同表工業試験場、機械金属技術研究所、東地方農林水産事務所、林業試験場、水産試験場、水産増殖センター、水産物加工研究所、下北ブランド研究開発センターの項中「工業試験場、機械金属技術研究所、東地方農林水産事務所、林業試験場、水産試験場、水産増殖センター、水産物加工研究所、下北ブランド研究開発センター」を「工業総合研究センター（弘前地域技術研究所及び八戸地域技術研究所に限る。）、東地方農林水産事務所（農村計画課に限る。）、農林総合研究センター（林業試験場に限定。）、水産総合研究センター（内水面研究所を除く。）、ふるさと食品研究センター（農産物加工指導センターを除く。）」に改め、同表農業研究推進センターの項中「農業研究推進センター」を「農林総合研究センター（総合企画室、経営研究室及び普及指導室に限る。）」に改め、同表グリーンバイオセンターの項を削り、同表農業試験場、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場の項中「農業試験場、畑作園芸試験場、フラワーセンター、りんご試験場」を「農林総合研究センター（水稲栽培部、水稲育種部、水田利用部、環境保全部、藤坂稲作研究部、砂丘研究部、畑作園芸試験場、フラワーセンター及びりんご試験場に限る。）」に改め、同表農業試験場、畑作園芸試験場の項中「農業試験場、畑作園芸試験場」を「農林総合研究センター（病害虫防除室及び畑作園芸試験場に限定。）」に改め、同項の次に次のように加える。

農林総合研究センター	調査及び試験研究用	防 毒 面 作 業 服 雨 合 羽 ゴ ム 前 掛
------------	-----------	------------------------------------

(グリーンバイオセンターに限る。)	放射性同位元素を使用して行う試験研究用	作業用	作業用
		作業用	作業用
ゴム長靴	作業用	作業用	作業用
安全靴	防護面	防護面	防護面

別表第二畜産試験場の項中「畜産試験場」を「農林総合研究センター（畜産試験場に限る。）」に改め、同項の次に次のように加える。

水産総合研究センター（内水面研究所に限る。）	調査及び試験研究用	雨合羽	防寒衣
ふるさと食品研究センター（農産物加工指導センターに限る。）	調査及び試験研究用	作業用	作業用
		ゴム長靴	作業用
		ゴム前掛	作業用
		ゴム長靴	作業用

別表第二農産物加工指導センターの項及び内水面水産試験場の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
議会議務局併任職員一般

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程の一部を改正する訓令

議会議務局長の職にある吏員に委任された事務等の専決代決規程（昭和四十六年八

月青森県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「九十万円」を「百二十万円」に改め、同条第二号中「四百五十万円」を「六百万円」に改め、同条第八号イ及びロ中「附則第六条第二項」の下に、「第七条第四項及び第八条第四項」を加え、同号八中「附則第六條第二項」の下に、「第七条第四項及び第八条第四項」を加え、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同号二からへまでの規定中「附則第六條第二項」の下に、「第七条第四項及び第八条第四項」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭